

# **職員の給与に関する報告及び勧告 並びに人事管理に関する報告**

平成25年10月

鳥取県人事委員会

(写)

平成25年10月3日

鳥取県議会議長 野田 修 様  
鳥取県知事 平井伸治 様

鳥取県人事委員会委員長 曽我 紀厚

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告するとともに、人事管理について別紙第3のとおり報告します。

については、この勧告の実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

## 職員の給与に関する報告

地方公共団体の職員の給与等の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第14条第1項に、社会一般の情勢に適応するように隨時、適當な措置を講じなければならないとの情勢適応の原則が掲げられている。また、給与についての具体的な判断基準は、同法第24条第3項で「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定されている。

本委員会は、これらの規定に基づき、本県職員の給与を取り巻く状況について調査・検討した。

その結果は、次のとおりである。

### 1 職員の給与の状況

本年4月1日現在の職員の給与について調査を行った結果、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の適用を受けている職員数は10,232人であった。平均年齢は、県職員の高齢化により年々上昇しており、本年は昨年に比べ0.2歳高い43.5歳となっている。適用を受ける給料表は、従事する職務の種類に応じ、それぞれ行政職、公安職、教育職、研究職、医療職及び海事職の6種9給料表となっており、諸手当については、扶養手当、住居手当などの支給を受けている。

本年4月における給与の支給状況等は、表1のとおりである。（参考資料第1表から第3表まで）

表1 給与の支給状況等（本年4月）

区 分	全 職 員	左のうち 行政職給料表適用職員
職 員 数	10,232人	3,192人
平 均 年 齢	43.5歳	42.8歳
平 均 経 験 年 数	21.2年	20.9年
平均給与月額	給 料	341,407円
	扶 養 手 当	9,381円
	地 域 手 当	368円
	住 居 手 当	4,679円
	その他の手当	9,807円
	合 計	365,642円
		333,166円

(注) 1 「給料」には、「給与構造改革における経過措置額の廃止と給料表構造の是正に伴う経過措置額」及び「教職調整額」を含む。

2 再任用職員は、含まれていない。

## 2 民間事業所従業員の給与の状況

### (1) 民間給与実態調査の結果

本委員会は、職員と県内の民間事業所従業員との給与の比較を行うため、人事院等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の213事業所のうち、147事業所を無作為抽出して「職種別民間給与実態調査」を実施した。

「職種別民間給与実態調査」の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解と協力を得て、91.8%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く精確に県内の民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

県内の民間事業所における給与改定については、表2のとおり、従業員に対してベースアップを実施した事業所の割合は18.2%と昨年(21.6%)に比べて減少している。一方で、ベースダウンとした事業所の割合は、2.6%と昨年(1.4%)に比べて増加している。なお、ベースアップを中止した事業所の割合は近年減少傾向にあり、17.5%と昨年に比べほぼ同じ割合となっている。

表2 給与改定の実施状況の推移

項目	平成23年	平成24年	平成25年
ベースアップ実施	23.2%	21.6%	18.2%
ベースアップ中止	25.0%	17.1%	17.5%
ベースダウン	0.8%	1.4%	2.6%

(注) 1 従業員における状況である。  
2 ベースアップの慣行がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

県内の民間事業所における定期昇給の実施状況については、表2-2のとおり、従業員に対して定期昇給を実施した事業所の割合は74.6%であり、うち変化なしとした事業所の割合は40.9%と最も高く、昨年(37.0%)に比べて増加している。(参考資料第18表)

表2-2 定期昇給の実施状況の推移

項目	平成23年	平成24年	平成25年
定期昇給実施	78.7%	79.0%	74.6%
昇給額の増	24.0%	26.9%	16.2%
昇給額の減	7.0%	15.1%	17.6%
変化なし	47.7%	37.0%	40.9%
定期昇給停止	4.5%	5.5%	4.2%

(注) 1 従業員における状況である。  
2 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。  
3 定期昇給制度がない事業所があるため、合計が100%にはならない。

雇用調整等の実施状況をみると、表3のとおり、本年1月以降に雇用調整等を実施した事業所の割合は28.9%であり、昨年(26.5%)より増加しているものの、採用の停止・抑制、一時帰休・休業、残業の規制などは昨年より減少し、正社員の解雇を実施した事業所は本年調査した事業所の中にはなかった。(参考資料第26表)

表3 雇用調整等の実施状況の推移

項目	平成23年	平成24年	平成25年
採用の停止・抑制	16.4%	12.1%	8.4%
一時帰休・休業	10.0%	6.8%	2.8%
残業の規制	5.9%	6.6%	6.2%
正社員の解雇	—	1.7%	—
計	29.8%	26.5%	28.9%

(注) 1 各年1月以降の実施状況である。  
2 項目は、代表的なものを記載している。「計」は、その他の項目を含め、雇用調整等を実施した事業所の割合である。

## (2) 職員と民間事業所従業員の給与水準の比較

### ア ラスパイレス方式による月例給の比較

職員と県内の民間事業所従業員の月例給の比較は、職員においては行政職給料表の適用者、民間事業所従業員においてはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の者の4月分の給与月額を用い、主な給与決定要素である役職段階、年齢及び学歴を同じくする者同士を対比させることにより、精密に行っている。

職員と民間事業所従業員では人員構成が異なっているにもかかわらず、単純平均したものを使用すれば、平均年齢の違いによる平均給与額の違いが考慮されないなど、集団同士の給与水準を比較する上では適当でない。

給与を決定する際の基礎的な要素(役職段階、年齢及び学歴)を統一させて比較する方式(ラスパイレス方式)により比較することで、より精確に給与水準の実態を反映したものになり、この方式は、現在では国家公務員をはじめ全国の地方公務員の統一的な給与比較方法として定着している。

本県においても、職員と県内の民間事業所従業員の月例給を比較するに当たっては、引き続きラスパイレス方式を採用することが適当である。

### イ 公民給与の比較

#### (ア) 月例給

本年4月分として支給された諸手当を含む給与額について、職員と民間事業所の従業員の額をラスパイレス方式により比較したところ、表4のとおり民間事業所従業員の額が職員の額を1,526円(0.46%)下

回る結果となった。(参考資料第16表)

表4 月例給の比較

区分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
月例給 (平成25年4月分)	333,577円	335,103円	△1,526円 (△0.46%)

- (注) 1 職員及び民間事業所従業員とも本年度の新規学卒の採用者を、職員は更に県外事務所に勤務する者を除いている。  
2 職員は、行政職給料表適用者から1に掲げる者を除いた上で民間事業所従業員と比較が可能な3,113人を対象としているため、職員の月例給の額は、1ページの平均給与月額とは異なる。

#### (イ) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給月数は、表5のとおり所定内給与月額の3.89月分であり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数3.90月分を0.01月分下回る結果となった。(参考資料第22表)

表5 特別給の比較

区分	民間事業所 従業員(A)	職員(B)	公民較差(A-B)
特別給 (平成24年8月～25年7月)	3.89月分	3.90月分	△0.01月分

### 3 国家公務員の給与の状況

#### (1) 国家公務員の給与の状況

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の適用を受ける国家公務員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、教育職など11種17俸給表並びに特定任期付職員俸給表及び任期付研究員俸給表の適用を受けている。

人事院が行った平成25年国家公務員給与等実態調査によると、本年4月における給与の支給状況等は、表6のとおりである。

なお、国家公務員については、我が国の厳しい財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、昨年4月1日から平成26年3月31日までの2年間、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置が講じられている。これにより、俸給月額については役職段階に応じ最大9.77%、俸給の特別調整額(管理職手当)については一律10%、期末手当及び勤勉手当(特別給)については一律9.77%、それぞれ減額して支給されている。

表6 国家公務員の給与の支給状況等

区分	全職員	左のうち行政職俸給表(一)適用職員
職員数	255,006人	139,545人
平均年齢	43.0歳	43.1歳
平均経験年数	21.5年	21.5年
平均給与月額	俸給	318,352円 (343,646円)
	扶養手当	12,167円
	地域手当等	33,969円 (36,665円)
	住居手当	3,980円
	その他の手当	16,374円 (17,525円)
	合計	384,842円 (413,983円)
		307,220円 (332,446円)
		12,162円
		34,333円 (37,100円)
		4,307円
		18,235円 (19,448円)
		376,257円 (405,463円)

- (注) 1 平均給与月額欄中( )内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額である。  
 2 俸給には、俸給の調整額及び給与構造改革における経過措置額を含む。  
 3 地域手当等には、広域異動手当及び研究員調整手当を含む。

## (2) 県職員と国家公務員の給与水準の比較

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県の行政職給料表の適用を受ける職員の昨年4月1日現在の俸給月額・給料月額を学歴別及び経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県職員の指数は101.2となっている。

昨年の国公ラスパイレス指数が、平成23年(94.0)を大きく上回るのは、国の給与改定・臨時特例法に基づく給与減額措置の影響によるものである。

なお、当該措置による減額前の額で比較すると、国公ラスパイレス指数は93.6となり、国との乖離は拡大している。

表7 国公ラスパイレス指数

年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
国公ラスパイレス指数	98.8	95.3	94.8	94.0	101.2 (93.6)

- (注) 平成24年欄中( )内は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の国家公務員給与と比較した参考値である。

### (3) 人事院勧告等の内容

人事院においては、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国の約56,300の民間事業所のうちから、無作為抽出した約12,500の事業所について「職種別民間給与実態調査」を実施した。その結果、本年4月に支給された国家公務員の給与は、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額で比較すると民間事業所従業員の給与を76円(0.02%)、減額後の額で比較すると、29,282円(7.78%)下回っていること、また、特別給の年間支給月数については国家公務員、民間事業所従業員ともに3.95月分であり、均衡していることが判明したとして、本年8月8日衆議院及び参議院の両議長並びに内閣総理大臣に対して職員の給与等に関する報告を行った。また、地域間の給与配分の見直し、世代間の給与配分の見直し等の給与制度の総合的見直しについても、併せて報告を行った。

その概要は、別添のとおりである。(参考資料5)

### 4 他の都道府県等の職員の給与の状況

他の都道府県等の職員の給与については、それぞれの事情はあるものの、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。

本年の給与改定については、これまでに勧告のあった都道府県等の状況をみると、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

### 5 生計費

総務省統計局による「家計調査」を基礎に算出した本年4月における鳥取市の世帯人員別の標準生計費は、表8のとおりである。(参考資料第29表)

表8 鳥取市の標準生計費(本年4月)

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
標準生計費	102,950円	149,460円	174,710円	199,940円	225,040円

### 6 その他の事情

最近の我が国全体の経済・雇用情勢をみると、景気は、緩やかに回復しつつある。

先行きについては、輸出が持ち直し、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。(注1)

本県の状況をみると、本年8月現在において、雇用面では製造業における所定外労働時間が8か月連続で前年比プラスとなり、新規・有効求人倍率は若干の前月比マイナスに振れるも高い水準を維持しており、全体としては改

善の動きが続いている。(注2)

さらに「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)によると、本年4月のパートタイム労働者を除く一般労働者の所定内給与は、昨年4月と比べ0.3%増加している。

(注) 1 出典：内閣府 平成25年9月 「月例経済報告」

2 出典：鳥取県企画部統計課 平成25年10月 「鳥取県の経済動向」

## 7 職員の給与に関する勧告に当たっての考え方

### (1) 公民較差解消に係る給与改定と給料表の改定について

#### ア 給与改定と給料表の改定の考え方

これまで、本委員会では、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、国及び他の地方公共団体の動向も見ながら、県内経済の厳しい情勢が続く中で納税者の理解と納得を得るために、職種別民間給与実態調査に表れた地域の民間事業所従業員の給与水準を、より適切に反映させるよう努めてきたところである。

月例給については、昨年の給与構造改革における経過措置額の廃止その他の給与制度に係る全国でも先進的な見直しを行ってきた結果、独自の給与削減を行っている地方公共団体を含めても、本県給与は引き続きほぼ全国最低水準にあるが、本年4月時点における県職員の給与は、民間事業所従業員の給与をなお1,526円(0.46%)上回っている。これは、公民較差の解消を図るために月例給の1.8%の引下げを勧告した昨年と比べると、較差は大きく縮少しているものの、なお依然として一定の較差が残存している状況である。

このため、本年の公民較差の内容を分析したところ、月例給の比較における民間事業所従業員の給与は、昨年と比べ僅かではあるが上昇している一方で、県職員の給与が、本年1月から月例給の1.8%の引下げが実施されており、本来であれば県職員の給与は民間事業所従業員の給与を下回っていた可能性があったにもかかわらず、4月時点においては、その引下げ効果が十分に現れていないため、本年も引き続き公務が民間を上回っていることが判明した。この引下げ効果が現れにくい要因としては、県職員の平均年齢の上昇により平均給与額が上昇しやすい職員構成にあることなどが挙げられる。また、年齢層別に公務と民間の給与差を見てみると、20歳台ではほとんど差はないものの、その後は、各年齢層において公務が民間を上回り続け、特に高齢層において、その差が拡大していく傾向にあり、50歳台後半ではその状況が顕著なものになっている。このため、本県職員の平均年齢の上昇などに伴い、今後とも一層較差が生じやすい給与体系となっていると考えられる。

本委員会としては、こうした本県の現状を踏まえれば、将来にも向かった措置として、高齢層職員がより多く在職する高位号給を中心として、

給与体系をより抑制的に見直すことが必要であり、この較差が生じやすくなっている現在の給料表を構造的に改めることが急務であると判断した。

さらに、本県においては、国や他の地方公共団体と比べると、近年の公民較差の解消を目的とした月例給の引下げ改定により、初任層職員の給与水準が、比較的低いものとなっている状況であるとともに、前述のとおり、民間と比較しても、他の年齢層と比べ相対的に必ずしも高い水準とはなっておらず、公務への優秀な人材確保の観点から、なお特段の配慮が必要であるとの認識である。

本県においては、近年、給与水準は県内民間を重視しつつ、給与制度については、公務としての類似性などを勘案し、国の制度を基本としている中、国においては、近年の国の較差解消改定に際して、前述の本県の現状に照らした本委員会の判断、認識と概ね同様の観点から、初任層職員の給与を優遇する一方で、高齢層職員の給与をより抑制的に改定した俸給表に見直してきており、現行の国俸給表は、前述の本委員会として必要であると考えている措置の内容に沿ったものとなっている。

このため、本年は、公民較差の内容などを踏まえつつ、本県の給料表を現行の国俸給表に準じて構造的に改定することが適当であると判断した。

なお、この改定により初任層職員の給与水準はほぼ全国並となる一方、高齢層における公民の給与差はこの改定だけでは必ずしも十分には解消できず、(2)で後述する諸々の措置を併せて講じる必要がある。公民の給与水準を全体として均衡させつつ、世代間における給与原資の適正配分の観点から今後とも見直しを検討していくこととしている国の動向も踏まえながら、本委員会としても、引き続き、給料表の構造を含め検討していくこととした。

その上で、本県の本年4月時点における公民較差△0.46%については、地域の民間事業所従業員の給与水準をより適切に反映させるように努めてきた本委員会としては、本来、なお解消する方向で考えるべきものであると認識している。

しかし、前述の現行の国俸給表に準じた本県の給料表の構造的な改定に伴い、結果として、高位号給では本年の公民較差△0.46%に相当する給与の引下げ改定となること、さらに、円滑に現行の国俸給表に準じた給料表への改定を行うためには、この改定に伴う職員の負担を一定程度は軽減する必要があることも十分考慮しなければならない。

加えて、本年は月例給の比較における民間事業所従業員の給与が前年に比べて僅かではあるが増加していること、国及び他の地方公共団体の職員の給与、給料表の構造的な改定の趣旨の一つでもある優秀な人材の確保、公務に精励している職員の士気の確保などを総合的に勘案した結果、本年は、全体としては、この公民較差△0.46%の解消改定を見送ることとする。

本年は、現行の国俸給表に準じた給料表への改定を確実かつ優先的に実施することにより、優秀な人材と職員の士気の確保に努めつつ、高位号給を抑制しながら将来に向かって公民較差が生じにくい給与体系を目指すことにより、納税者である県民の理解と納得を得ることとした。

特別給については、民間事業所で支払われた賞与等の特別給が昨年よりも上回り、県職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数とほぼ均衡していることなどを総合的に判断した結果、本年は特別給を据え置くことが適当であると判断した。

なお、国は昨年から給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置を行っており、また、他県等においては今年、国に準じた給与減額支給措置を行っている中、地方公務員法第24条第3項の規定の趣旨を踏まえ、本年の給与改定に当たり本県でこの点を考慮するか検討したところである。その結果、国等の当該措置は公民較差の解消を目的としない、暫定的な特例措置であることなどを勘案し、昨年同様、本年も特段の考慮はしないこととした。

#### イ 改定の内容

##### (ア) 給料表等

給料表（教育職給料表、研究職給料表、海事職給料表を除く。）について、全給料表・全号給について、現行の国俸給表に準じた改定を行うこととする。

また、教育職給料表、研究職給料表、海事職給料表についても、行政職給料表との均衡を基本とし、所要の改定を行うこととする。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行うとともに、平成24年4月実施の給与構造改革における経過措置額の廃止に伴う経過措置額及び管理職手当についても、今回の給料表の改定を踏まえた、必要な措置を講じることとする。

##### (イ) 実施時期

改定は、平成26年4月1日から実施することとする。

#### (2) 高齢層職員の給与の在り方について

##### ア 給与改定の考え方

高齢層職員の給与の在り方については、人事院は、高齢層職員の給料支給額をより重点的に減額する考え方に基づき、俸給表の改定や50歳台の職員の給与抑制措置、昇格時号俸対応表の見直しなどを行ってきた。本県では、本県の実態を踏まえつつ、高齢層職員の給与の在り方を検討する必要があると認識しているところであるが、本県独自の昇給抑制措置（平成20

年4月より50歳以上を標準2号給、55歳以上を標準1号給に抑制)が既に行われていること、本県の給料表は高齢層職員が多く在級する行政職6級相当以上をより抑制する構造となっていることにより本県給与は国等が取り組んでいる高齢層抑制の方向性に近いものとなっていることなども勘案し、国の制度見直しに準じた具体的な措置はこれまで見送ってきたところである。

本年、本委員会においては、(1)において言及しているように、高齢層職員の給与をより一層抑制する必要があるとの観点から、併せて高齢層職員の給与の在り方について改めて検討を行った。

まず、国の状況について述べると次のとおりである。

50歳台の職員の給与抑制措置については、平成22年の人事院の給与報告において、官民の給与水準は50歳台では公務が民間を上回っており、特に50歳台後半層の平均給与額を見ると、公務では50歳台前半層よりも高くなっているのに対し、民間では50歳台前半層よりも低くなってしまい、官民の給与差は拡大する傾向にあること、また、公務では多くの地方機関において50歳台後半に管理職に昇任し、給与上も昇格する昇進パターンが一般的であることに加え、在職期間の長期化のため、上位級在職者の割合が高くなっていることを考慮する必要性に言及し、55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額(管理職手当)を減額するよう併せて勧告しており、これを受けて、国においては既に55歳を超える職員に対する減額支給措置を講じている。

昇格制度については、50歳台、特に後半層における給与水準の上昇の要因を考慮して、最高号俸を含む高位の号俸から昇格した場合の俸給月額の増加額を縮減するよう昇格後の号俸を設定することとし、人事院規則に定める昇格時号俸対応表の見直しを行っているところである。

昇給制度については、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給制度の見直しを行っている。具体的には、55歳を超える職員(行政職俸給表(二)及び医療職俸給表(一)にあっては57歳を超える職員)については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好な場合には1号俸、極めて良好な場合には2号俸以上の昇給に、それぞれ抑制されている。

次に、本県の状況について述べると、本県においては既に先に言及した独自の高齢層職員の昇給抑制措置を講じているものの、50歳台の職員の給与水準については、前述した国と概ね同様の傾向が見られる。

以上述べてきたような状況を踏まえると、本県において措置すべき内容は次のとおりである。

国が行っている高齢層に対する減額支給措置については、本県においても、(1)の改定に併せて同様に実施することとする。

また、昇格制度については、今回、現行の国の俸給表に準じた給料表へ改定をすることも踏まえ、昇格時号俸対応表を国に準拠して見直すことと

する。行政職給料表の場合、3級以上の職務の級への昇格における号給決定に当たり、昇格前の職務の級の高位の号給から昇格する場合には現行より下位の号給となるよう改正する。他の給料表についても、同様の観点から改正を行う。

なお、昇給制度については、高齢層職員をより抑制的に措置することとなっている現状を踏まえると、当面、国に準じた見直しは行わないこととする。

高齢層職員の給与の在り方については、人事院において、今後とも、給与原資の世代間における適正配分の観点から、50歳台、特に後半層の給与水準の在り方を中心として俸給表構造を見直すこととされていることから、今後の国の動向を注視し、本県も必要な見直しを行っていくこととする。

#### イ 改定の内容

##### (ア) 給料表等

55歳を超える職員（行政職給料表5級及びこれに相当する職務の級以下の職員、医療職給料表（1）の適用を受ける職員、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当分の間、その者が55歳に達した年度の翌年度から、当該職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額を当該給料月額から減ずることとする。ただし、これによると支給する給料月額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該最低の号給の給料月額まで減することとする。

この措置を受ける職員に支給する地域手当、期末手当・勤勉手当及び休職者の給与等については、給料月額の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずるものとする。また、管理職手当についても、同様とする。

昇格制度については、最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するよう昇格後の号給を設定することとし、人事委員会規則で定める昇格時号給対応表の見直しを行うこととする。行政職給料表の場合、3級以上の職務の級への昇格における号給決定に当たり、昇格前の職務の級の高位の号給から昇格する場合には現行より下位の号給となるよう改正する。他の給料表についても、同様の観点から改正を行う。

##### (イ) 実施時期

改定は、平成26年4月1日から実施することとする。

### (3) 管理職員の給与の在り方について

#### ア 紙与改定の考え方

管理又は監督の地位にある職員（以下「管理職員」という。）に支給される主な給与としては、本給としての給料月額と、その職務の特殊性を考慮して特定の職を占める職員に対して支給される管理職手当があり、その他、管理職員以外の職員と同様、支給要件に応じて扶養手当や住宅手当など諸手当が支給されているところである。

この内、管理職員の給料月額については、これまで本委員会の給与報告の中でも繰り返し言及してきたように、行政職給料表5級相当（課長補佐級）と同6級相当（課長級）との間で昇任・昇格しても給料月額が十分に上がらず、給料表が給与制度の根幹であると認識している中、地方公務員法で定められた職務給の原則に照らしても望ましくない構造となっていることから、その是正が喫緊の課題であると認識しているところである。

一方、任命権者からは、管理職手当について、管理職員が占める職の職務内容や職責の重さ、困難性等に応じて、より実態に則したものに見直すべきとの課題認識も示されているところでもある。例えば、県の本庁と地方機関において同額の手当を支給されている管理職員であっても、その職責においては共通する部分があるものの、職務の実態としては、本庁と地方機関を比べると実勤務時間に著しい差異が見受けられること、国や他の地方公共団体では、同じ役職・職務の級の管理職員であっても、本庁と地方機関などで管理職手当の支給区分又は支給金額に違いを設けていること、所管業務などによっても管理職員の職務内容や困難性は異なることなどが示されている。さらに、今後の管理職員の給与の在り方については、近年、他の地方公共団体においても、管理職員の給与の固定給化や生活給的な諸手当の支給を廃止するなどの取組も進められており、本県においても管理職員の給与の在り方を将来的に検討すべきであることなども課題認識として示されているところである。

本委員会としては、これが公務の遂行と組織運営に責任を有し、また、職場ごとの実態を熟知した任命権者からのものであることを重視し、これに沿った方向での見直しを検討したところである。

その結果、前述した行政職給料表5級相当（課長補佐級）と同6級相当（課長級）との間にある歪な給料表構造の是正と併せ、管理職手当も含めて管理職員の給与を一体的に見直すことが適当であると判断した。

#### イ 改定の内容

##### （ア）給料表等

管理職手当について、管理職員が占める職の職務内容や職責の重さ、困難性等に応じてより実態に則したものとなるよう人事委員会規則で定める管理職手当の区分、管理職手当の月額の見直しを行うこととする。

現行の給料表構造（行政職5級（課長補佐級）相当と同6級（課長級）相当部分）について、この管理職手当の見直しにより生じる制度改正原資とともに、（2）の高齢層に対する減額支給措置により生じる給与原資を併せて充てることにより是正（医療職給料表（1）を除く。）することとする。

#### （イ）実施時期

改定は、平成26年4月1日から実施することとする。

本県職員の給与はほぼ全国最低水準となっているところであるが、このような中にあっても、本県職員の多くは、県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に精励している。

県議会及び知事におかれでは、人事委員会制度の意義や役割に深い理解を示され、別紙2の勧告どおり実施されるよう要請する。

### 8 給与制度等の見直し

#### （1）公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直しについて

公民給与の比較方法（役職対応関係）の見直しについては、これまでの本委員会の報告の中で、人事院の官民比較における対応関係の見直しの検討状況を注視し、かつ、職員団体及び任命権者の意見も聴きながら、引き続き慎重に検討していくことを述べてきたところである。

しかし、本年の人事院の給与報告においても、官民比較における対応関係の見直しは成案となっていないことから、本委員会としては、本年も現行の役職対応関係は変更しないで公民の給与較差を算定することとし、引き続き人事院の検討状況を注視すると共に、職員団体及び任命権者の意見も聴きながら慎重に検討していくこととした。

#### （2）教育職給料表の一本化について

教育職給料表の一本化については、これまでの本委員会の報告の中で、教育委員会がより一層の主体性を持ち、課題解消に向け精力的に幅広く検討する努力をすべきことを繰り返し述べてきたところである。

本委員会としては、早急に一本化すべきとの考えに変わりはないものの、教育委員会としても、一本化を図るべきとの考え方には理解を示された上で、課題解消に向けて取り組んでおられる中であるので、本年もこの教育委員会の取組を引き続き注視することとした。

#### （3）給与制度の総合的見直しについて

国においては、地域における公務員給与水準の是正、年功的な給与上昇の抑制等を行うため、俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革、いわゆる給与構造改革が平成18年度から実施され、本県はもとより、全国の地方公共団体においても、国に準じた給与制度の総合的見直しが同年度より実施されたところである。

一方、当該構造改革の実施から本年で既に8年が経過し、その間、我が国の社会経済情勢は急激な変化を続けている中、民間の組織形態の変化への対応や、地域間及び世代間の給与配分並びに職務や勤務実績に応じた給与の在り方について一層の取組を進めるべき課題が種々生じてきているとして、人事院は、本年の給与報告の中で、次年度以降の給与制度の新たな総合的見直しの必要性について言及したところである。

現在のところ、人事院が行おうとする総合的な見直しの内容の詳細については不明であるが、同院が見直しをすべき理由として挙げる課題については、本県としても共通すると思われるものもあることから、本委員会としては、その検討状況を今後も注視していくこととした。

本県職員の給与に関する状況については、以上のとおりである。

## 別紙第2

### 職員の給与に関する勧告

職員の給与について、次の措置を講じることを勧告する。

#### 1 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の改正

##### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

これに伴い、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年鳥取県条例第41号）附則第2項に規定する額についても、新たに行政職給料表備考欄において乗じることとする率に合わせて同様の改定を行うこと。

##### (2) 55歳を超える職員の給料月額の減額支給等

ア 当分の間、55歳を超える職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以下であるもの、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、再任用職員、第1号任期付研究員、第2号任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）に対する給料月額の支給に当たっては、当該職員が55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員の給料月額から、当該給料月額に100分の1.5を乗じて得た額に相当する額（その額を当該給料月額から減じた額が当該職員の属する職務の級の最低の号給の給料月額に達しない場合にあっては、当該給料月額を当該職員の給料月額から減じた額）を減ずること。

給料表	職務の級
行政職給料表	5級
公安職給料表	6級
教育職給料表(1)	3級
教育職給料表(2)	3級
研究職給料表	3級
医療職給料表(2)	5級

医療職給料表(3)	5級
海事職給料表	4級

イ アの適用を受ける職員に対する地域手当の支給に当たっては、その者の地域手当の月額から、アにより減ずる額に相当する額に地域手当の支給割合を乗じて得た額を減すること。べき地手当の支給に当たつても、同様とすること。

ウ アの適用を受ける職員に係る勤務1時間当たりの給与額の算出並びに当該職員に対する期末手当、勤勉手当及び休職者の給与の支給に当たっては、ア及びイに準すること。

## 2 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の改正

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

## 3 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の改正

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

## 4 改定の実施時期

この改定は、平成26年4月1日から実施すること。



53	211,600	270,100	317,100	361,800	380,200	407,100	450,200	
54	212,600	271,400	318,700	362,900	380,900	407,800		
55	213,600	272,700	320,300	363,900	381,600	408,500		
56	214,600	274,000	321,900	365,000	382,300	409,200		
57	215,400	275,200	323,400	365,900	382,900	409,800		
58	216,400	276,300	324,600	366,600	383,500	410,500		
59	217,300	277,400	325,800	367,300	384,200	411,200		
60	218,300	278,500	327,000	368,000	384,900	411,900		
61	219,200	279,700	327,800	368,500	385,400	412,500		
62	220,200	280,700	328,700	369,100	386,100	413,200		
63	221,200	281,700	329,500	369,800	386,800	413,900		
64	222,200	282,700	330,300	370,500	387,500	414,600		
65	223,000	283,500	331,200	370,900	388,000	414,900		
66	224,000	284,400	331,700	371,600	388,700	415,500		
67	225,000	285,300	332,500	372,300	389,400	416,200		
68	226,100	286,200	333,300	373,000	390,100	416,900		
69	226,900	287,200	334,100	373,500	390,500	417,400		
70	227,700	288,000	334,800	374,200	391,200	418,100		
71	228,500	288,800	335,500	374,900	391,900	418,800		
72	229,300	289,600	336,200	375,600	392,600	419,500		
73	230,100	290,400	336,700	376,100	392,900	420,000		
74	230,800	290,900	337,300	376,800	393,600			
75	231,500	291,400	337,900	377,500	394,300			
76	232,200	291,900	338,500	378,200	395,000			
77	233,000	292,000	338,800	378,600	395,400			
78	233,800	292,400	339,300	379,200	396,100			
79	234,600	292,600	339,800	379,800	396,800			
80	235,400	293,000	340,300	380,400	397,500			
81	236,100	293,200	340,700	380,900	398,000			
82	236,800	293,500	341,200	381,500	398,700			
83	237,500	293,900	341,700	382,100	399,400			
84	238,200	294,200	342,200	382,700	400,100			
85	239,000	294,500	342,700	383,300	400,600			
86	239,700	294,800	343,200	383,900				
87	240,400	295,100	343,700	384,500				
88	241,100	295,500	344,200	385,100				
89	241,900	295,800	344,600	385,800				
90	242,400	296,200	345,100	386,400				
91	242,900	296,600	345,600	387,000				
92	243,400	297,000	346,100	387,600				
93	243,700	297,100	346,300	388,300				
94		297,500	346,800					
95		297,900	347,300					
96		298,300	347,800					
97		298,500	347,900					
98		298,900	348,400					
99		299,300	348,900					
100		299,700	349,400					
101		299,900	349,700					
102		300,300	350,100					
103		300,700	350,500					
104		301,100	350,900					
105		301,300	351,400					
106		301,600	351,800					
107		302,000	352,200					
108		302,400	352,600					

109		302,600	353,100							
110		303,000	353,500							
111		303,400	353,900							
112		303,700	354,200							
113		303,800	354,700							
114		304,200	355,100							
115		304,600	355,500							
116		305,000	355,800							
117		305,200	356,300							
118		305,500								
119		305,800								
120		306,100								
121		306,500								
122		306,800								
123		307,100								
124		307,400								
125		307,800								
再任 用職 員		185,800	213,400	257,600	277,800	293,200	319,100	361,600	395,400	447,500

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。



53	249, 200	264, 900	287, 700	336, 500	397, 100	414, 700	438, 300	460, 900
54	250, 700	266, 500	289, 500	338, 300	398, 200	415, 400	439, 000	461, 600
55	252, 100	268, 200	291, 300	340, 100	399, 400	416, 100	439, 700	462, 300
56	253, 600	269, 800	293, 100	341, 900	400, 600	416, 700	440, 400	463, 000
57	254, 900	271, 200	294, 700	343, 300	401, 900	417, 500	441, 000	463, 700
58	256, 200	272, 900	296, 500	345, 000	402, 700	417, 900	441, 700	
59	257, 500	274, 600	298, 300	346, 700	403, 500	418, 500	442, 400	
60	258, 800	276, 300	300, 100	348, 400	404, 300	419, 100	443, 100	
61	260, 100	277, 900	301, 700	350, 100	404, 800	419, 700	443, 800	
62	261, 500	279, 500	303, 500	351, 800	405, 500	420, 300	444, 400	
63	262, 900	281, 100	305, 300	353, 500	406, 200	420, 900	445, 000	
64	264, 300	282, 700	307, 100	355, 200	406, 900	421, 500	445, 600	
65	265, 700	284, 300	308, 700	356, 900	407, 300	422, 100	446, 100	
66	267, 000	285, 800	310, 400	358, 500	408, 000	422, 700	446, 700	
67	268, 400	287, 300	312, 100	360, 100	408, 700	423, 300	447, 300	
68	269, 800	288, 800	313, 800	361, 700	409, 400	423, 900	447, 900	
69	271, 000	290, 400	315, 400	363, 000	409, 900	424, 400	448, 600	
70	272, 400	292, 000	316, 900	364, 400	410, 500	425, 000	449, 200	
71	273, 800	293, 600	318, 400	365, 700	411, 100	425, 600	449, 800	
72	275, 200	295, 200	319, 900	367, 100	411, 700	426, 200	450, 400	
73	276, 700	296, 600	321, 000	368, 400	412, 300	426, 600	451, 000	
74	278, 100	298, 100	322, 700	369, 700	412, 900	427, 200		
75	279, 500	299, 600	324, 400	371, 100	413, 500	427, 800		
76	280, 900	301, 100	326, 100	372, 400	414, 100	428, 400		
77	282, 100	302, 400	327, 900	373, 700	414, 600	428, 900		
78	283, 300	303, 900	329, 600	374, 900	415, 200	429, 500		
79	284, 500	305, 400	331, 200	376, 100	415, 800	430, 100		
80	285, 700	306, 900	332, 900	377, 300	416, 300	430, 700		
81	287, 000	308, 400	334, 600	378, 600	416, 700	431, 200		
82	288, 300	309, 800	336, 300	379, 800	417, 300	431, 800		
83	289, 600	311, 200	338, 000	381, 000	417, 900	432, 400		
84	290, 900	312, 600	339, 700	382, 200	418, 500	433, 000		
85	292, 300	313, 800	341, 200	383, 300	419, 000	433, 600		
86	293, 500	315, 300	342, 700	383, 900				
87	294, 700	316, 800	344, 200	384, 500				
88	295, 900	318, 300	345, 700	385, 100				
89	297, 100	319, 800	347, 000	385, 700				
90	298, 300	321, 300	348, 400	386, 300				
91	299, 500	322, 800	349, 700	386, 900				
92	300, 700	324, 300	351, 100	387, 500				
93	301, 500	325, 600	352, 500	388, 000				
94	302, 800	327, 000	354, 000	388, 600				
95	304, 100	328, 400	355, 500	389, 200				
96	305, 400	329, 800	357, 000	389, 800				
97	306, 500	331, 000	358, 400	390, 300				
98	307, 700	332, 300	359, 600	390, 900				
99	308, 900	333, 600	360, 700	391, 500				
100	310, 100	334, 900	361, 900	392, 100				
101	311, 300	336, 300	363, 100	392, 500				
102	312, 400	337, 400	364, 200	393, 100				
103	313, 500	338, 600	365, 400	393, 700				
104	314, 600	339, 800	366, 600	394, 300				
105	315, 400	340, 900	367, 800	394, 600				
106	316, 000	342, 000	368, 400	395, 100				
107	316, 600	343, 100	369, 000	395, 600				
108	317, 300	344, 200	369, 600	396, 100				

109	317,800	345,400	370,300	396,400						
110	318,400	346,400	370,900	396,900						
111	319,000	347,400	371,500	397,400						
112	319,600	348,400	372,100	397,900						
113	320,400	349,300	372,600	398,200						
114	321,100	350,300	373,200	398,700						
115	321,800	351,300	373,800	399,200						
116	322,600	352,300	374,400	399,700						
117	323,200	353,400	374,800	400,100						
118	324,000	354,000	375,400	400,600						
119	324,800	354,600	376,000	401,100						
120	325,600	355,200	376,600	401,600						
121	326,200	355,700	376,700	402,000						
122	326,700	356,200	377,300	402,500						
123	327,200	356,700	377,900	403,000						
124	327,700	357,200	378,500	403,500						
125	328,000	357,700	379,000	403,900						
126		358,200	379,500							
127		358,700	380,000							
128		359,200	380,500							
129		359,600	380,800							
130		360,100	381,300							
131		360,500	381,800							
132		361,000	382,300							
133		361,200	382,600							
134		361,700	383,100							
135		362,200	383,500							
136		362,700	384,000							
137		363,000	384,300							
138		363,400	384,800							
139		363,900	385,300							
140		364,400	385,800							
141		364,700	386,100							
142		365,200	386,600							
143		365,700	387,100							
144		366,200	387,600							
145		366,500	387,900							
再任用職員		239,400	251,100	255,400	291,500	308,800	323,200	347,300	383,100	415,400

備考

- 1 この表は、警察官に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任 用職 員以 外の 職員	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	482,300
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	483,400
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	484,400
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	485,400
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	486,400

41	223, 600	286, 100	354, 700	409, 600	487, 500
42	225, 400	288, 700	356, 800	411, 000	488, 500
43	227, 200	291, 200	358, 900	412, 400	489, 500
44	229, 000	293, 700	361, 000	414, 000	490, 500
45	230, 900	296, 000	363, 100	415, 700	491, 600
46	232, 600	298, 700	365, 200	417, 000	492, 600
47	234, 300	301, 400	367, 200	418, 600	493, 600
48	236, 000	304, 100	369, 300	420, 200	494, 600
49	237, 600	306, 600	371, 200	421, 900	495, 700
50	239, 300	309, 100	373, 100	423, 300	
51	241, 000	311, 600	375, 100	424, 900	
52	242, 700	314, 100	377, 100	426, 500	
53	244, 100	316, 500	379, 100	428, 200	
54	245, 800	318, 700	380, 900	429, 700	
55	247, 400	320, 900	382, 700	431, 300	
56	249, 100	323, 100	384, 500	432, 900	
57	250, 600	325, 400	386, 200	434, 500	
58	252, 200	327, 600	387, 900	436, 100	
59	253, 800	329, 800	389, 600	437, 600	
60	255, 400	331, 900	391, 300	439, 200	
61	257, 000	334, 100	392, 600	440, 800	
62	258, 600	336, 300	394, 000	442, 400	
63	260, 200	338, 500	395, 400	443, 900	
64	261, 700	340, 700	396, 700	445, 500	
65	263, 200	342, 900	398, 100	447, 200	
66	264, 900	345, 100	399, 400	448, 700	
67	266, 500	347, 300	400, 800	450, 300	
68	268, 200	349, 500	402, 200	451, 900	
69	269, 700	351, 500	403, 700	453, 500	
70	271, 200	353, 600	405, 000	455, 100	
71	272, 700	355, 700	406, 400	456, 700	
72	274, 200	357, 800	407, 800	458, 300	
73	275, 500	359, 600	409, 100	459, 800	
74	276, 900	361, 500	410, 500	460, 800	
75	278, 300	363, 500	411, 900	461, 800	
76	279, 700	365, 400	413, 300	462, 800	
77	281, 100	367, 400	414, 500	463, 600	
78	282, 300	369, 100	415, 800	464, 600	
79	283, 500	370, 800	417, 100	465, 600	
80	284, 700	372, 500	418, 500	466, 600	
81	286, 000	374, 200	419, 900	467, 400	
82	287, 200	375, 700	421, 200	468, 400	
83	288, 400	377, 200	422, 400	469, 400	
84	289, 600	378, 700	423, 700	470, 400	

85	290, 900	379, 800	425, 000	471, 200
86	292, 100	381, 200	426, 200	472, 200
87	293, 300	382, 600	427, 400	473, 200
88	294, 500	384, 000	428, 600	474, 200
89	295, 700	385, 300	429, 700	475, 000
90	296, 900	386, 600	430, 800	
91	298, 100	387, 900	431, 900	
92	299, 300	389, 200	433, 000	
93	300, 100	390, 600	434, 100	
94	301, 300	391, 800	435, 200	
95	302, 500	393, 100	436, 300	
96	303, 700	394, 400	437, 400	
97	304, 700	395, 800	438, 300	
98	305, 800	396, 800	439, 100	
99	306, 900	397, 900	439, 900	
100	308, 000	399, 000	440, 700	
101	308, 900	399, 900	441, 500	
102	310, 000	400, 900	442, 100	
103	311, 100	402, 000	442, 700	
104	312, 200	403, 100	443, 300	
105	312, 800	403, 900	443, 800	
106	313, 700	404, 900	444, 400	
107	314, 500	405, 900	445, 000	
108	315, 300	406, 900	445, 600	
109	316, 200	407, 800	446, 200	
110	316, 700	408, 700		
111	317, 200	409, 600		
112	317, 700	410, 500		
113	318, 300	411, 100		
114	318, 800	411, 900		
115	319, 300	412, 700		
116	319, 800	413, 500		
117	320, 400	414, 300		
118	320, 900	415, 100		
119	321, 400	415, 800		
120	321, 900	416, 600		
121	322, 400	417, 200		
122	322, 800	417, 700		
123	323, 300	418, 200		
124	323, 800	418, 700		
125	324, 400	419, 100		
126	324, 800	419, 600		
127	325, 200	420, 100		
128	325, 600	420, 600		

129	325,900	421,000				
130	326,300	421,500				
131	326,700	422,000				
132	327,100	422,500				
133	327,300	422,900				
134	327,500	423,400				
135	327,800	423,900				
136	328,100	424,400				
137	328,400	424,800				
138	328,600					
139	328,900					
140	329,200					
141	329,400					
142	329,700					
143	330,000					
144	330,300					
145	330,600					
146	330,900					
147	331,200					
148	331,500					
149	331,700					
150	331,900					
151	332,200					
152	332,500					
153	332,700					
再任 用職 員		234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

#### 備考

- 1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,700円をそれぞれ加算した額）に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級号	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	458,000
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	458,900
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	459,800
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	460,700
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	461,600

41	222, 600	255, 500	353, 500	377, 400	462, 500
42	224, 400	258, 100	355, 300	378, 900	463, 400
43	226, 200	260, 700	357, 100	380, 400	464, 300
44	228, 000	263, 300	358, 900	381, 900	465, 200
45	229, 900	265, 700	360, 700	383, 500	466, 100
46	231, 600	268, 300	362, 400	385, 100	467, 000
47	233, 300	270, 800	364, 100	386, 700	467, 900
48	235, 000	273, 300	365, 700	388, 300	468, 800
49	236, 700	275, 800	367, 200	389, 800	469, 700
50	238, 400	278, 400	368, 800	391, 300	
51	240, 100	281, 000	370, 500	392, 800	
52	241, 800	283, 600	372, 200	394, 300	
53	243, 100	286, 100	373, 900	395, 500	
54	244, 800	288, 700	375, 400	396, 800	
55	246, 400	291, 200	376, 900	397, 900	
56	248, 100	293, 700	378, 400	399, 100	
57	249, 600	296, 000	379, 900	400, 600	
58	251, 100	298, 700	381, 300	401, 800	
59	252, 600	301, 400	382, 700	403, 100	
60	254, 100	304, 100	384, 100	404, 400	
61	255, 700	306, 600	385, 000	405, 700	
62	257, 200	309, 100	386, 200	406, 800	
63	258, 700	311, 600	387, 400	408, 200	
64	260, 100	314, 100	388, 600	409, 600	
65	261, 400	316, 500	389, 700	410, 800	
66	263, 000	318, 700	390, 900	411, 900	
67	264, 600	320, 900	391, 900	413, 100	
68	266, 100	323, 100	393, 000	414, 300	
69	267, 800	325, 400	394, 200	415, 300	
70	269, 300	327, 600	395, 300	416, 500	
71	270, 800	329, 800	396, 400	417, 700	
72	272, 300	331, 900	397, 600	418, 900	
73	273, 600	334, 100	398, 700	419, 800	
74	274, 900	336, 300	399, 800	420, 600	
75	276, 200	338, 500	400, 900	421, 400	
76	277, 500	340, 700	402, 000	422, 200	
77	278, 900	342, 700	402, 900	422, 900	
78	280, 100	344, 600	403, 900	423, 700	
79	281, 300	346, 500	404, 900	424, 500	
80	282, 500	348, 400	405, 900	425, 300	
81	283, 800	350, 200	406, 800	426, 100	
82	285, 000	352, 000	407, 600	426, 800	
83	286, 200	353, 800	408, 400	427, 400	
84	287, 400	355, 600	409, 200	428, 100	

85	288,500	357,100	410,000	428,800
86	289,500	358,800	410,800	429,500
87	290,500	360,500	411,600	430,200
88	291,500	362,100	412,400	430,900
89	292,600	363,800	413,200	431,600
90	293,500	365,100	413,900	432,300
91	294,400	366,500	414,600	433,000
92	295,300	367,900	415,300	433,700
93	295,800	369,400	415,800	434,200
94	296,600	370,700	416,500	434,900
95	297,400	372,000	417,200	435,600
96	298,200	373,300	417,900	436,300
97	299,100	374,300	418,400	436,800
98	299,900	375,300	419,000	437,500
99	300,700	376,300	419,600	438,200
100	301,500	377,300	420,100	438,900
101	302,400	378,400	420,600	439,400
102	302,900	379,400	421,200	440,100
103	303,400	380,400	421,800	440,800
104	303,900	381,400	422,300	441,500
105	304,100	382,300	422,700	442,000
106	304,500	383,200	423,300	
107	304,800	384,100	423,900	
108	305,100	385,100	424,400	
109	305,300	386,000	424,900	
110	305,600	387,000		
111	305,900	388,000		
112	306,200	389,000		
113	306,400	389,600		
114	306,600	390,500		
115	306,800	391,400		
116	307,100	392,300		
117	307,400	393,200		
118	307,700	394,000		
119	308,000	394,800		
120	308,300	395,600		
121	308,400	396,300		
122	308,700	397,100		
123	309,000	397,900		
124	309,300	398,700		
125	309,500	399,400		
126		400,100		
127		400,800		
128		401,500		

129		402, 200				
130		402, 900				
131		403, 600				
132		404, 300				
133		404, 600				
134		405, 200				
135		405, 800				
136		406, 400				
137		406, 800				
138		407, 400				
139		408, 000				
140		408, 600				
141		409, 000				
142		409, 600				
143		410, 200				
144		410, 800				
145		411, 200				
146		411, 800				
147		412, 400				
148		413, 000				
149		413, 400				
再任用職員		225, 200	274, 200	301, 800	328, 600	411, 000

備考

- 1 この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額（その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものについては、同表に定める給料月額に7,500円をそれぞれ加算した額）に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 級	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任 用職 員以 外の 職員	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,500
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,100
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	441,700
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	444,300
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	446,900
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	449,500
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	452,100
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	454,700
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	457,100
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	459,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	462,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	464,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	467,200
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	469,800
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	472,400
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	475,000
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	477,300
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	479,800
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	482,300
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	484,800
	37	199,800	274,700	356,700	402,600	487,300
	38	201,700	276,600	358,100	404,100	489,800
	39	203,600	278,500	359,500	405,500	492,300
	40	205,500	280,400	360,900	406,900	494,800

41	207, 500	282, 100	361, 900	408, 300	497, 200
42	209, 400	283, 400	363, 100	409, 700	499, 500
43	211, 300	284, 700	364, 400	411, 200	501, 800
44	213, 200	286, 000	365, 600	412, 800	504, 100
45	215, 100	287, 000	366, 900	414, 200	506, 100
46	217, 100	288, 300	369, 500	415, 700	507, 700
47	219, 100	289, 600	371, 900	417, 300	509, 300
48	221, 100	290, 900	374, 500	418, 900	510, 900
49	222, 900	292, 300	376, 500	420, 200	512, 600
50	224, 900	294, 900	377, 500	421, 700	514, 100
51	226, 900	297, 400	378, 500	423, 200	515, 500
52	228, 900	300, 000	379, 500	424, 700	517, 000
53	230, 700	302, 400	380, 400	426, 100	518, 300
54	232, 700	304, 800	381, 900	427, 500	519, 500
55	234, 700	307, 100	383, 200	428, 900	520, 700
56	236, 700	309, 300	384, 900	430, 300	521, 900
57	238, 400	311, 600	385, 800	431, 500	523, 000
58	239, 900	313, 800	386, 500	432, 900	524, 000
59	241, 300	316, 100	387, 300	434, 300	525, 000
60	242, 800	318, 300	388, 100	435, 700	526, 000
61	244, 100	320, 300	388, 900	436, 600	527, 100
62	245, 500	322, 500	389, 500	437, 600	528, 000
63	246, 900	324, 700	390, 200	438, 600	528, 900
64	248, 300	326, 700	390, 900	439, 600	529, 800
65	249, 800	328, 800	391, 600	440, 500	530, 700
66	251, 200	331, 100	392, 300	441, 400	
67	252, 600	332, 700	393, 000	442, 300	
68	254, 000	333, 200	393, 700	443, 200	
69	255, 300	333, 500	394, 400	443, 800	
70	256, 800	334, 000	395, 200	444, 700	
71	258, 300	334, 500	395, 800	445, 600	
72	259, 800	335, 000	396, 500	446, 500	
73	261, 200	335, 300	397, 200	447, 200	
74	262, 600	335, 800	397, 900	448, 100	
75	264, 000	336, 300	398, 600	449, 000	
76	265, 400	336, 800	399, 300	449, 900	
77	266, 500	337, 400	400, 000	450, 600	
78	267, 800	337, 900	400, 500	451, 500	
79	269, 100	338, 400	401, 200	452, 400	
80	270, 400	338, 900	401, 900	453, 300	
81	271, 800	339, 400	402, 600	454, 000	
82	273, 100	339, 900	403, 000		
83	274, 400	340, 400	403, 700		
84	275, 700	340, 900	404, 400		

85	276, 900	341, 400	405, 100
86	278, 200	341, 900	405, 500
87	279, 500	342, 400	406, 200
88	280, 800	342, 900	406, 900
89	281, 900	343, 500	407, 600
90	283, 100	344, 000	408, 000
91	284, 300	344, 500	408, 700
92	285, 500	345, 000	409, 400
93	286, 600	345, 600	410, 100
94	287, 600	346, 100	410, 500
95	288, 600	346, 600	410, 800
96	289, 600	347, 100	411, 200
97	290, 200	347, 600	411, 500
98	291, 100	348, 100	411, 800
99	292, 000	348, 600	412, 100
100	292, 900	349, 100	412, 400
101	293, 800	349, 500	412, 700
102	294, 500	349, 800	
103	295, 200	350, 000	
104	295, 900	350, 300	
105	296, 700	350, 500	
106	297, 200	350, 700	
107	297, 700	351, 000	
108	298, 200	351, 200	
109	298, 400	351, 400	
110	298, 800	351, 700	
111	299, 100	351, 900	
112	299, 400	352, 200	
113	299, 800	352, 400	
114	300, 100	352, 600	
115	300, 400	352, 900	
116	300, 700	353, 100	
117	301, 000	353, 300	
118	301, 400	353, 600	
119	301, 800	353, 800	
120	302, 200	354, 100	
121	302, 500	354, 300	
122	302, 700		
123	302, 900		
124	303, 100		
125	303, 300		
126	303, 500		
127	303, 700		
128	303, 900		

	129	304,000				
	130	304,200				
	131	304,400				
	132	304,600				
	133	304,800				
	134	305,000				
	135	305,200				
	136	305,400				
	137	305,500				
	138	305,700				
	139	305,900				
	140	306,100				
	141	306,300				
	142	306,500				
	143	306,700				
	144	306,900				
	145	307,000				
	146	307,200				
	147	307,400				
	148	307,600				
	149	307,800				
	150	308,000				
	151	308,200				
	152	308,400				
専任 用職 員		215,700	261,200	286,900	330,100	389,800

備考

- 1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（1）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	237,700		323,400		390,600		467,100	
	2	240,200		326,500		393,500		469,400	
	3	242,700		329,600		396,400		471,700	
	4	245,200		332,700		399,300		474,000	
	5	247,600		335,600		402,000		476,300	
	6	251,400		338,900		404,800		478,500	
	7	255,200		342,200		407,600		480,700	
	8	259,000		345,500		410,400		482,900	
	9	262,600		348,600		413,000		485,200	
	10	266,600		351,800		415,700		487,300	
	11	270,600		355,000		418,400		489,400	
	12	274,600		358,200		421,100		491,500	
	13	278,500		361,300		423,600		493,600	
	14	282,500		365,000		426,100		495,700	
	15	286,500		368,700		428,600		497,800	
	16	290,500		372,400		431,100		499,900	
	17	294,300		376,000		433,400		502,000	
	18	297,900		378,800		435,800		504,000	
	19	301,500		381,600		438,200		506,000	
	20	305,100		384,400		440,600		508,000	
	21	308,800		387,300		442,900		509,800	
	22	312,600		389,900		445,300		511,700	
	23	316,300		392,500		447,700		513,600	
	24	320,000		395,100		450,100		515,500	
	25	323,600		397,500		452,400		517,200	
	26	326,500		399,800		454,700		519,000	
	27	329,300		402,100		457,000		520,800	
	28	332,100		404,400		459,300		522,600	
	29	335,000		406,800		461,500		524,500	
	30	337,400		408,900		463,800		526,300	
	31	339,800		411,000		466,100		528,100	
	32	342,200		413,100		468,400		529,900	
	33	344,600		415,300		470,500		531,700	
	34	347,100		417,300		472,600		533,500	
	35	349,600		419,300		474,700		535,300	
	36	352,100		421,300		476,800		537,100	
	37	354,500		423,400		478,900		538,800	
	38	356,900		425,400		480,700		540,400	
	39	359,300		427,400		482,500		542,000	
	40	361,700		429,400		484,300		543,600	

41	364,000	431,500	486,000	545,200
42	365,500	433,300	487,800	546,600
43	367,000	435,100	489,600	548,000
44	368,500	436,900	491,400	549,400
45	370,100	438,800	493,000	550,600
46	371,600	440,600	494,800	551,600
47	373,100	442,400	496,600	552,600
48	374,600	444,200	498,400	553,600
49	375,900	446,100	500,000	554,700
50	376,900	447,900	501,300	555,600
51	377,900	449,700	502,600	556,500
52	378,900	451,500	503,900	557,400
53	380,000	453,400	505,200	558,300
54	380,900	454,600	506,500	
55	381,800	455,800	507,800	
56	382,700	457,000	509,100	
57	383,700	458,200	510,300	
58	384,600	459,200	511,200	
59	385,500	460,200	512,100	
60	386,400	461,200	513,000	
61	387,300	462,100	513,900	
62	387,800	462,800	514,800	
63	388,300	463,500	515,700	
64	388,800	464,200	516,600	
65	389,100	464,900	517,500	
66		465,600	518,400	
67		466,300	519,300	
68		467,000	520,200	
69		467,500	521,100	
70		468,200	522,000	
71		468,900	522,900	
72		469,600	523,800	
73		470,100	524,600	
74		470,800	525,500	
75		471,500	526,400	
76		472,200	527,300	
77		472,700	528,100	
78		473,300	529,000	
79		473,900	529,900	
80		474,500	530,800	
81		475,100	531,600	
82		475,700		
83		476,300		
84		476,900		
85		477,400		
再任 用職 員	293,800	336,200	390,600	463,700

**備考**

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の984を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（2）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号 級	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	398,500
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	400,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,000
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	405,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	407,100
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	409,200
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	411,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	413,300
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	415,300
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	417,400
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	419,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	421,300
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	422,900
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	424,500
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	426,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,300	427,600
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,100	428,900
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	381,900	430,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	383,700	431,500
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	385,500	432,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	387,000	434,200
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	388,700	435,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	390,400	436,700
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	391,900	437,900
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	393,200	439,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	394,500	440,500
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	395,800	441,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	396,900	443,100
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	398,100	443,900
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	399,200	444,700
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	400,400	445,500

41	202, 600	242, 700	280, 000	312, 100	359, 900	401, 200	446, 100
42	203, 800	244, 200	281, 700	313, 800	361, 100	402, 000	446, 900
43	205, 000	245, 700	283, 400	315, 500	362, 300	402, 800	447, 700
44	206, 200	247, 200	285, 100	317, 200	363, 500	403, 600	448, 500
45	207, 500	248, 600	286, 800	318, 500	364, 700	404, 100	449, 100
46	208, 600	250, 200	288, 500	320, 000	365, 600	404, 800	
47	209, 700	251, 800	290, 200	321, 500	366, 800	405, 500	
48	210, 800	253, 400	291, 900	323, 100	367, 900	406, 200	
49	211, 900	255, 000	293, 400	324, 600	369, 000	407, 000	
50	212, 900	256, 400	295, 000	325, 900	370, 000	407, 700	
51	213, 900	257, 800	296, 600	327, 200	371, 000	408, 400	
52	214, 900	259, 200	298, 200	328, 500	372, 000	409, 100	
53	215, 700	260, 500	299, 600	329, 600	372, 800	409, 700	
54	216, 700	261, 900	301, 100	330, 600	373, 700	410, 400	
55	217, 600	263, 300	302, 600	331, 700	374, 600	411, 100	
56	218, 600	264, 700	304, 100	332, 800	375, 500	411, 800	
57	219, 500	265, 800	305, 500	333, 300	376, 100	412, 400	
58	220, 400	267, 100	306, 800	334, 200	376, 900	413, 100	
59	221, 300	268, 400	308, 100	335, 000	377, 700	413, 800	
60	222, 200	269, 700	309, 500	335, 900	378, 500	414, 500	
61	223, 200	270, 800	310, 800	336, 700	379, 000	414, 800	
62	224, 200	272, 100	312, 100	337, 100	379, 700	415, 400	
63	225, 200	273, 400	313, 400	337, 800	380, 400	416, 100	
64	226, 300	274, 700	314, 700	338, 500	381, 100	416, 800	
65	227, 000	275, 900	316, 100	339, 100	381, 700	417, 300	
66	227, 900	277, 000	316, 900	339, 800	382, 400		
67	228, 800	278, 100	317, 700	340, 500	383, 100		
68	229, 700	279, 200	318, 500	341, 200	383, 800		
69	230, 400	280, 300	319, 100	341, 900	384, 300		
70	231, 100	281, 400	319, 800	342, 500	384, 900		
71	231, 800	282, 500	320, 500	343, 100	385, 500		
72	232, 500	283, 600	321, 100	343, 700	386, 100		
73	233, 300	284, 500	321, 900	344, 000	386, 700		
74	234, 100	285, 200	322, 200	344, 600	387, 300		
75	234, 900	285, 900	322, 800	345, 200	387, 900		
76	235, 700	286, 700	323, 400	345, 800	388, 500		
77	236, 300	287, 500	324, 000	346, 300	389, 000		
78	236, 900	288, 100	324, 500	346, 800	389, 600		
79	237, 500	288, 700	325, 000	347, 300	390, 200		
80	238, 100	289, 300	325, 500	347, 800	390, 800		
81	238, 600	290, 000	326, 100	348, 200	391, 500		
82	239, 000	290, 500	326, 600	348, 600	392, 100		
83	239, 400	291, 000	327, 100	349, 000	392, 700		
84	239, 800	291, 500	327, 600	349, 400	393, 300		

85	240, 300	291, 700	328, 100	349, 900	394, 000			
86		291, 900	328, 500	350, 300				
87		292, 100	328, 800	350, 700				
88		292, 300	329, 200	351, 100				
89		292, 700	329, 600	351, 500				
90		292, 900	330, 000	351, 900				
91		293, 100	330, 400	352, 300				
92		293, 300	330, 800	352, 600				
93		293, 700	331, 300	353, 000				
94		293, 900	331, 600	353, 400				
95		294, 100	332, 000	353, 800				
96		294, 400	332, 400	354, 100				
97		294, 800	332, 600	354, 600				
98		295, 100	333, 000	355, 000				
99		295, 400	333, 400	355, 400				
100		295, 700	333, 800	355, 800				
101		296, 000	334, 000	356, 300				
102		296, 300	334, 400	356, 700				
103		296, 600	334, 800	357, 100				
104		296, 900	335, 000	357, 500				
105		297, 200	335, 100	358, 000				
106			335, 500	358, 400				
107			335, 900	358, 800				
108			336, 300	359, 200				
109			336, 500	359, 700				
110			336, 900					
111			337, 300					
112			337, 700					
113			337, 900					
114			338, 300					
115			338, 700					
116			339, 100					
117			339, 300					
118			339, 700					
119			340, 100					
120			340, 500					
121			340, 700					
122			341, 100					
123			341, 500					
124			341, 900					
125			342, 100					
再任 用職 員		186, 800	213, 500	245, 700	259, 300	285, 500	327, 000	370, 000

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

医療職給料表（3）

職員の区分	職務の級号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
再任用職員以外の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	378,400
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,100
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	383,800
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	386,500
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	388,700
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	391,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	393,500
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	395,800
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300	397,900
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300	400,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300	402,200
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300	404,600
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500	406,700
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600	408,800
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700	411,000
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800	413,200
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900	415,300
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000	417,500
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	419,700
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	421,900
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,000	423,800
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,100	425,700
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,200	427,600
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	380,300	429,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	382,300	431,300
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	384,000	433,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	385,900	434,700
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	387,800	436,300
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	389,700	437,600
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	391,600	439,200
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	393,500	440,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	395,400	442,400
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	397,100	444,100
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	398,800	445,700
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	400,600	447,300
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	402,400	448,900
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	404,000	450,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	405,800	451,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	407,600	453,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	409,400	454,800

41	217, 500	245, 600	288, 400	316, 300	354, 100	411, 000	456, 100
42	218, 900	246, 900	290, 000	317, 800	355, 600	412, 700	457, 000
43	220, 300	248, 100	291, 600	319, 300	357, 100	414, 400	457, 900
44	221, 700	249, 400	293, 200	320, 800	358, 600	416, 000	458, 800
45	223, 100	250, 600	294, 600	322, 100	360, 200	417, 500	459, 800
46	224, 600	252, 000	296, 100	323, 500	361, 400	419, 100	460, 700
47	226, 100	253, 400	297, 600	324, 900	362, 900	420, 600	461, 600
48	227, 600	254, 800	299, 100	326, 400	364, 200	422, 200	462, 500
49	228, 900	256, 200	300, 500	327, 700	365, 600	423, 800	463, 500
50	230, 300	257, 700	301, 900	329, 100	367, 000	425, 400	464, 200
51	231, 700	259, 100	303, 300	330, 400	368, 400	427, 000	465, 000
52	233, 100	260, 500	304, 700	331, 800	369, 800	428, 600	465, 800
53	234, 400	262, 000	306, 200	333, 200	371, 300	430, 100	466, 700
54	235, 700	263, 600	307, 600	334, 600	372, 500	431, 600	
55	237, 000	265, 200	309, 000	336, 000	373, 700	433, 100	
56	238, 300	266, 700	310, 400	337, 400	374, 900	434, 600	
57	239, 500	268, 300	311, 600	338, 300	376, 000	435, 700	
58	240, 800	269, 900	312, 900	339, 600	377, 000	436, 600	
59	242, 000	271, 500	314, 200	340, 800	378, 000	437, 500	
60	243, 300	273, 100	315, 600	342, 100	379, 000	438, 400	
61	244, 500	274, 700	316, 800	343, 300	379, 700	439, 300	
62	245, 800	276, 200	318, 100	344, 300	380, 500	440, 200	
63	247, 100	277, 700	319, 400	345, 600	381, 300	441, 100	
64	248, 400	279, 200	320, 700	346, 900	382, 100	442, 000	
65	249, 600	280, 800	322, 000	348, 000	383, 000	442, 900	
66	250, 900	282, 300	323, 300	349, 200	383, 800	443, 700	
67	252, 300	283, 800	324, 600	350, 400	384, 600	444, 500	
68	253, 700	285, 300	325, 900	351, 500	385, 400	445, 300	
69	254, 800	286, 600	326, 700	352, 500	386, 200	446, 100	
70	256, 100	288, 100	327, 800	353, 600	386, 900		
71	257, 400	289, 600	328, 900	354, 700	387, 600		
72	258, 700	291, 100	329, 800	355, 800	388, 300		
73	260, 100	292, 400	331, 100	356, 700	389, 000		
74	261, 400	293, 800	331, 900	357, 800	389, 600		
75	262, 700	295, 200	333, 100	358, 900	390, 200		
76	264, 000	296, 600	334, 300	360, 000	390, 800		
77	265, 100	298, 100	335, 400	360, 800	391, 200		
78	266, 300	299, 400	336, 600	361, 600	391, 800		
79	267, 600	300, 700	337, 800	362, 400	392, 400		
80	268, 900	302, 000	339, 000	363, 200	393, 000		
81	270, 000	302, 900	340, 100	363, 900	393, 500		
82	271, 100	304, 100	341, 200	364, 500	394, 100		
83	272, 200	305, 300	342, 300	365, 100	394, 700		
84	273, 300	306, 600	343, 400	365, 700	395, 300		

85	274, 200	307, 700	344, 300	366, 400	395, 800
86	275, 300	308, 900	345, 300	367, 000	396, 400
87	276, 400	310, 100	346, 300	367, 600	397, 000
88	277, 500	311, 300	347, 300	368, 200	397, 600
89	278, 600	312, 600	348, 400	368, 600	398, 000
90	279, 600	313, 800	349, 200	369, 200	398, 500
91	280, 600	315, 000	350, 000	369, 800	399, 100
92	281, 600	316, 200	350, 800	370, 400	399, 700
93	282, 600	317, 100	351, 600	370, 700	400, 200
94	283, 600	317, 800	352, 300	371, 200	
95	284, 600	318, 500	353, 000	371, 700	
96	285, 600	319, 100	353, 700	372, 200	
97	286, 500	319, 800	354, 200	372, 800	
98	287, 300	320, 200	354, 700	373, 300	
99	288, 100	320, 900	355, 200	373, 800	
100	289, 000	321, 600	355, 700	374, 300	
101	289, 800	322, 000	356, 200	374, 900	
102	290, 600	322, 600	356, 700	375, 400	
103	291, 400	323, 200	357, 200	375, 900	
104	292, 200	323, 800	357, 700	376, 300	
105	292, 900	324, 200	358, 000	376, 900	
106	293, 400	324, 700	358, 500	377, 400	
107	293, 900	325, 200	359, 000	377, 900	
108	294, 400	325, 700	359, 500	378, 400	
109	294, 600	326, 100	360, 000	379, 000	
110	295, 000	326, 500	360, 500	379, 500	
111	295, 200	326, 900	361, 000	380, 000	
112	295, 600	327, 300	361, 500	380, 500	
113	295, 900	327, 700	362, 000	381, 100	
114	296, 200	328, 100	362, 500		
115	296, 600	328, 500	363, 000		
116	296, 900	328, 800	363, 400		
117	297, 200	329, 100	363, 800		
118	297, 500	329, 500	364, 300		
119	297, 800	329, 900	364, 800		
120	298, 200	330, 300	365, 300		
121	298, 500	330, 500	365, 700		
122	298, 900	330, 900	366, 200		
123	299, 300	331, 300	366, 700		
124	299, 700	331, 700	367, 200		
125	299, 900	331, 900	367, 600		
126	300, 200	332, 200	368, 100		
127	300, 600	332, 600	368, 600		
128	301, 000	332, 900	369, 100		

	129	301, 200	333, 000	369, 500				
	130	301, 600	333, 400					
	131	302, 000	333, 800					
	132	302, 400	334, 200					
	133	302, 600	334, 500					
	134	303, 000	334, 900					
	135	303, 400	335, 300					
	136	303, 800	335, 700					
	137	304, 000	336, 000					
	138	304, 300	336, 400					
	139	304, 700	336, 800					
	140	305, 100	337, 200					
	141	305, 300	337, 500					
	142	305, 700	337, 900					
	143	306, 100	338, 300					
	144	306, 400	338, 700					
	145	306, 500	339, 000					
	146	306, 900	339, 400					
	147	307, 300	339, 800					
	148	307, 700	340, 200					
	149	307, 900	340, 500					
	150	308, 200	340, 900					
	151	308, 500	341, 300					
	152	308, 800	341, 700					
	153	309, 200	342, 000					
	154	309, 500	342, 400					
	155	309, 700	342, 800					
	156	310, 000	343, 200					
	157	310, 400	343, 500					
再任 用職 員		233, 200	257, 800	265, 100	275, 500	292, 600	330, 400	375, 700

備考

- 1 この表は、病院、診療所、保健所等に勤務する助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

海事職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
再任 用職 員以 外の 職員	1	142,100	214,900	260,300	313,100	355,700
	2	143,400	216,600	262,100	315,600	358,200
	3	144,700	218,300	263,900	318,100	360,700
	4	146,000	220,000	265,700	320,600	363,200
	5	147,100	221,500	267,300	323,100	365,600
	6	148,600	223,200	269,300	325,600	368,800
	7	150,200	224,900	271,300	328,100	372,000
	8	151,700	226,600	273,300	330,500	375,200
	9	153,000	228,300	275,200	333,000	378,200
	10	154,500	230,100	278,000	335,500	381,300
	11	156,000	231,900	280,700	338,000	384,400
	12	157,600	233,700	283,300	340,500	387,500
	13	159,000	235,500	286,000	343,000	390,500
	14	160,700	237,300	288,800	345,500	393,300
	15	162,400	239,100	291,600	348,000	396,100
	16	164,100	240,900	294,300	350,500	398,900
	17	165,700	242,800	296,900	353,000	401,800
	18	167,600	244,900	299,500	355,500	403,900
	19	169,500	247,000	302,100	358,000	406,000
	20	171,400	249,100	304,700	360,500	408,100
	21	173,100	251,000	307,200	363,000	410,000
	22	174,900	252,900	308,900	365,400	412,000
	23	176,700	254,800	310,600	367,700	414,000
	24	178,500	256,700	312,300	370,100	416,000
	25	181,100	258,700	313,900	372,600	417,800
	26	183,300	260,700	315,800	375,000	419,500
	27	185,500	262,700	317,700	377,400	421,300
	28	187,700	264,700	319,600	379,800	423,100
	29	189,800	266,400	321,300	382,000	424,400
	30	191,700	268,300	323,100	384,200	426,000
	31	193,600	270,200	324,900	386,400	427,600
	32	195,500	272,100	326,700	388,600	429,300
	33	197,300	273,800	328,300	390,700	430,900
	34	198,900	275,400	329,900	392,500	432,200
	35	200,500	277,000	331,400	394,300	433,500
	36	202,100	278,600	333,000	396,100	434,800
	37	203,700	280,200	334,700	398,000	436,200
	38	205,300	281,700	336,300	399,500	437,200
	39	206,900	283,200	337,900	401,000	438,200
	40	208,500	284,700	339,500	402,500	439,200

41	210, 000	286, 300	341, 000	403, 500	439, 600
42	211, 400	287, 800	342, 500	404, 800	440, 300
43	212, 800	289, 300	344, 000	406, 100	441, 000
44	214, 200	290, 800	345, 500	407, 500	441, 700
45	215, 400	292, 400	347, 100	409, 000	442, 400
46	216, 800	293, 800	348, 500	410, 400	442, 700
47	218, 300	295, 200	349, 900	411, 800	443, 300
48	219, 800	296, 600	351, 300	413, 200	443, 900
49	221, 200	298, 000	352, 600	414, 600	444, 500
50	222, 600	299, 300	354, 100	415, 500	445, 200
51	224, 100	300, 600	355, 600	416, 400	445, 900
52	225, 600	301, 900	357, 100	417, 300	446, 600
53	226, 900	303, 300	358, 500	417, 500	447, 300
54	228, 500	304, 400	359, 900	417, 900	448, 000
55	230, 100	305, 500	361, 300	418, 400	448, 700
56	231, 600	306, 600	362, 700	418, 900	449, 400
57	233, 000	307, 700	363, 700	419, 500	449, 800
58	234, 500	308, 800	364, 900	419, 700	450, 500
59	235, 900	309, 900	366, 100	420, 300	451, 200
60	237, 300	311, 000	367, 400	420, 800	451, 900
61	238, 600	312, 000	368, 600	421, 300	452, 400
62	239, 900	313, 100	369, 200	421, 900	453, 100
63	241, 300	314, 200	369, 800	422, 500	453, 800
64	242, 700	315, 300	370, 400	423, 100	454, 500
65	243, 800	316, 200	370, 800	423, 700	455, 000
66	245, 300	317, 100	371, 300	424, 300	455, 700
67	246, 800	318, 000	371, 800	424, 900	456, 400
68	248, 300	318, 900	372, 300	425, 500	457, 100
69	249, 600	319, 800	372, 600	426, 100	457, 500
70	251, 100	320, 500	372, 900	426, 600	458, 200
71	252, 500	321, 200	373, 300	427, 200	458, 900
72	254, 000	321, 900	373, 600	427, 800	459, 600
73	255, 500	322, 200	374, 200	428, 400	460, 100
74	257, 000	322, 700	374, 400	429, 000	
75	258, 500	323, 200	374, 900	429, 600	
76	260, 000	323, 800	375, 400	430, 200	
77	261, 300	324, 500	375, 900	430, 900	
78	262, 700	325, 100	376, 400	431, 600	
79	264, 100	325, 700	376, 900	432, 300	
80	265, 500	326, 300	377, 400	433, 000	
81	266, 700	326, 900	378, 000	433, 500	
82	268, 100	327, 300	378, 500	434, 200	
83	269, 500	327, 700	379, 000	434, 900	
84	270, 900	328, 100	379, 500	435, 600	

85	272, 200	328, 300	379, 900	436, 000
86	273, 500	328, 700	380, 400	436, 700
87	274, 800	329, 000	380, 900	437, 400
88	276, 100	329, 300	381, 400	438, 100
89	277, 500	329, 600	381, 900	438, 300
90	278, 700	329, 900	382, 400	
91	279, 900	330, 100	382, 900	
92	281, 100	330, 400	383, 400	
93	282, 100	330, 600	383, 900	
94	283, 000	330, 900	384, 400	
95	283, 900	331, 300	384, 900	
96	284, 800	331, 700	385, 400	
97	285, 800	331, 900	386, 000	
98	286, 500	332, 200	386, 500	
99	287, 200	332, 600	387, 000	
100	287, 900	333, 000	387, 500	
101	288, 500	333, 100	388, 100	
102	289, 100	333, 300		
103	289, 700	333, 600		
104	290, 300	333, 900		
105	291, 000	334, 200		
106	291, 600	334, 500		
107	292, 200	334, 800		
108	292, 800	335, 100		
109	293, 200	335, 400		
110	293, 600	335, 700		
111	294, 000	336, 000		
112	294, 500	336, 300		
113	294, 900	336, 500		
114	295, 300			
115	295, 700			
116	296, 100			
117	296, 300			
118	296, 700			
119	297, 100			
120	297, 500			
121	297, 700			
122	297, 900			
123	298, 200			
124	298, 500			
125	298, 900			
126	299, 200			
127	299, 400			
128	299, 600			
129	299, 900			

再任用職員		227,700	233,600	282,500	324,400	353,800
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考

- 1 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員の給料月額は、同表に定める給料月額に1,000分の964を乗じて得た額（その額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。）とする。

別記第2

第6条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	605,000
5	704,000
6	804,000

備考 この表の額に1,000分964を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

第6条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	330,000
2	367,000
3	396,000

備考 この表の額に1,000分964を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

別記第3

第7条の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

備考 この表の額に1,000分964を乗じて得た額（その額に500円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、500円以上1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。）を給料月額とする。

## 人事管理に関する報告

### 1 仕事と家庭生活の両立支援

少子高齢化への対応が国全体として大きな課題となる中で、官民を問わず、仕事と家庭生活の両立支援のための取組が進められている。

近年、育児休業の取得要件の緩和、特別休暇のうち子の看護休暇の対象となる子の範囲の拡大、短期介護休暇の創設を行うなど、時機をとらえて両立支援のための制度改正を行っているところである。これらの制度が活用されるためには、制度の周知等利用促進に向けた任命権者の取組が不可欠であるが、近年、こうした各任命権者の取組が奏功し、育児休業、部分休業、子の看護休暇等子育て支援のための制度の利用が着実に進んでいることがうかがえる。

特に、男性職員の育児休業取得促進は仕事と家庭生活の両立支援のための重要な課題であることから、その推進のため、男性職員の育児休業取得促進の一助となるよう、育児休業の期間が1か月以下の場合には休業期間に比して大幅に減額される仕組みとなっていた期末手当について、平成23年12月期の期末手当より、支給割合を減じないための所要の措置を講じたところもある。

一方、平成22年度からは、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく特定事業主行動計画が後期の計画期間に入っており、来年度はその最終年度に当たることから、当該計画を確実に実行し、当該計画に掲げられた数値目標を達成するため、各任命権者においては、より一層の取組強化が求められている。具体的には、職員への各種制度の周知徹底をはじめ、代替職員の配置、各職場における両立支援への理解促進、育児休業等を利用しやすい雰囲気の醸成、職場内の相互協力体制の整備等の取組が重要である。

なお、国においては、本年、給与報告に併せて、一般職の職員の配偶者帶同休業に関する法律の制定について人事院が意見の申出を行っており、これは、外国で勤務等を行う配偶者と生活を共にすることを希望する職員が、3年を超えない範囲で休業することができるとするものである。本県においては、多少の制度の違いはあるものの、既に平成7年から同様の趣旨の休暇制度を設けているところであるが、地方公務員への導入を含めた今後の国検討状況は注視していく必要がある。

<育児休業の新規取得状況>

単位：人

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局	46(6)	70(7)	51(6)	48(6)
教育委員会	104(2)	119(7)	116(6)	87(5)
警察本部	11(0)	4(1)	9(0)	11(0)

(注) ( ) 内は男性職員取得者数で内数である。

<男性の育児休業取得率>

単位：%

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局	4.4	5.0	5.1	5.5
教育委員会	1.5	6.7	4.7	6.0
警察本部	—	1.6	—	—

<子の看護休暇の取得状況>

単位：人

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局	213(126)	259(150)	316(185)	382(221)
教育委員会	206(106)	307(135)	304(156)	333(169)
警察本部	25(10)	30(12)	22( 9)	46( 20)

(注) ( ) 内は男性職員取得者数で内数である。

## 2 時間外勤務の縮減対策

本委員会は、仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率向上を図るという観点から、時間外勤務の縮減は重要な課題であると認識し、かねてからこのことについて言及してきたところである。

時間外勤務の縮減について、知事部局においては、「スマート県庁笑顔拡大プロジェクト」を実施し、ワークライフバランスを推進するとともに業務の見直しやマネジメントの徹底を図る様々な取組がなされている。教育委員会においても、「教職員いきいき！プロジェクト」を実施し、教職員の精神的・時間的ゆとりを生み出すため、具体的な取組を検討し、実施していくこととしている。また、警察本部においても、時間外勤務管理簿の運用見直しなど、厳正な勤務管理の徹底と職員の意識改革に向けた取組を実施しているところである。さらに、各任命権者においては、各所属や各職員も、限られた人員と時間の中で効率的に業務を処理するよう鋭意工夫・努力を重ねている。

このような取組が進められている中、平成24年度においては、職員1人当たりの年間時間外勤務時間数は、知事部局では、東日本大震災を受けた防災・減災対策、経済対策による公共工事の増加などにより約15%増加しているものの（注）、大幅な縮減の成果をあげた平成23年度以降は減少傾向にある。教育委員会（学校で勤務する教員を除く。）でも、学校におけるいじめ・不登校問題への対応などにより約29%増加しているものの（注）、平成22年度以降は大幅な減少傾向が見られる。また、警察本部では約10%減っているな

ど、近年の大幅な削減状況と併せて考えると、全体としては減少傾向にあり、これまでに一定の成果が表れている。

このように、全体としては時間外勤務の縮減について着実に成果をあげつつある一方、所属や職員によっては、依然として常態化した時間外勤務や長時間にわたる過重な時間外勤務が解消されていないといった実態もある。

各任命権者は、引き続き各所属の時間外勤務の実態把握と要因分析に努め、民間企業や他の地方公共団体等の様々な取組も参考にしながら、適宜改善のためのアドバイスや指導を行うとともに、必要に応じ人事面での措置を講ずるなど継続して各所属の下支えをしていくことが重要であり、加えて、時間外勤務縮減の過程の中で、業務の見直しが進まないまま、数値目標達成のために職員に過度の負担が生ずるなどの悪影響が出ないよう配慮していく必要がある。また、長時間労働が身体のみならず心の健康にも害を及ぼすことに鑑み、各任命権者は、長時間労働を行う者を的確に把握し、面接指導等適切な措置を講ずることにより、職員の心身にわたる健康の保持に努める必要がある。

なお、長時間労働者等に対する面接指導は、その趣旨に照らし、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係規定で定める対象者にかかわらず実施することが望ましいものである。加えて、週40時間を超えて労働させた場合に、その超えた時間が月100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員に対しては、同法第66条の8その他の規定により、医師による面接指導が事業主及び労働者双方へ義務付けられているものであるから、確実に実施されなければならない。

各所属の管理職員にあっては、職員の業務の進捗状況等を的確に把握し、必要な指示を行うとともに、週休日や勤務時間の割振り変更等の制度を積極的かつ的確に活用するほか、職員の業務分担の変更、廃止を含めた業務の見直し及び効率化、職場のコミュニケーションの活性化等所属におけるマネジメントに努め、職員に不要不急の時間外勤務を行わせないことが重要である。

また、時間外勤務の縮減のためには、勤務実態の正確な把握が不可欠であり、ICカード職員証については、知事部局や教育委員会事務局で既に導入されているほか、昨年度から県立学校への導入が進められているところであるが、これを契機とし、時間外勤務の要因分析や課題の解消など、縮減に向けた具体的な取組に繋げていくことが肝要である。これら情報技術を活用した客観的な出退勤管理又は勤務時間管理が行われていない職場においては、速やかにシステムを整備する必要がある。なお、ICカード職員証による勤務時間管理の主目的は、任命権者や管理職員が職員の勤務時間を適正に把握・管理・記録することにあり、その目的に鑑み、システムが適正に運用されるよう配慮しなくてはならない。

本委員会としても、労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する協定の遵守状況を確認し、違反のあった所属に対しては必要な指導を行うなど、労働基準法の趣旨を踏まえた適切な時間外勤務縮減に引き続き取

り組んでいく。

(注) 知事部局及び教育委員会の1人当たり年間時間外勤務時間数の増減率は、平成23年度における東日本大震災関係分を除いて算出したものである。

＜職員1人当たり年間時間外勤務時間数＞					単位：時間
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
知事部局	223	163	128	148	
	うち本庁	282	190	136	182
	地方機関	180	142	116	118
教育委員会	151	113	103	133	
	うち事務局	207	148	129	166
	高等学校	60	57	56	81
	特別支援学校	102	88	66	77
警察本部	562	493	524	470	
	うち本庁	541	461	542	475
	本庁以外	572	512	513	467

(注) 1 知事部局及び教育委員会の平成23年度については東日本大震災関係分を除いた時間数である。

2 教育委員会については学校で勤務する教員を除いたものである。

### 3 労働災害の防止

本委員会は、各職場における労働安全に関する各種規制の遵守状況を確認し、不備が見られる職場については改善を促すなどの取組を行っているところである。

労働安全衛生法第3条は、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにならなければならない。」と規定している。この規定に基づき、事業者たる県は、労働災害の防止を図るに当たり、単なる法令遵守にとどまらず、快適な職場環境の実現と労働条件の改善に継続して取り組んでいかなければならぬ。

安全で快適な職場づくりのためには、職場における各種法令の遵守状況を確認し、環境整備を行う必要がある。その際、労働災害防止に係る職場の職員の意識を高め、衛生管理者による職場巡回により日頃から危険因子の発見に努めるなど、安全確保のための活動の定着を図ることが重要である。

衛生委員会については、昨年度の本報告においても、労働災害の防止のみならず、長時間労働や健康管理対策、職場環境等を含めて幅広く議論することで、職員一人ひとりの意識を高め、具体的な活動参画を促進する重要な機会となることから、法的義務の有無にかかわらず設置、開催することが望ましい旨言及したところであるが、既に、教育委員会においては、法的義務の有無にかかわらず衛生委員会又はこれに準ずる会議を開催しており、他の任命権者でも同様の動きが見られるところであるので、今後とも、より一層積極的な取組が行われることを期待する。

なお、労働災害が発生した場合には、速やかに再発防止のための検討を行い、具体的な対策を講じなくてはならないが、その際、安易に職員個人の不注意、偶発的な事故等と取り扱うことのないよう、事業者として再発防止に向けて慎重かつ入念に検討を行う必要がある。

#### 4 職員の健康保持

近年、社会情勢の変化等による仕事の困難度の高まりや事務量の増大など職員を取り巻く状況は年々複雑かつ厳しいものとなっている中、職員の健康保持は、職員やその家族にとって重要なことであることはもちろんのこと、公務を効率的かつ的確に提供するという観点からも極めて重要な課題である。

特に、長期療養者に占める精神疾患の割合は総じて高く、メンタルヘルス対策への取組は欠くことができない。

本県においては、一次から三次にわたる職員のメンタルヘルス対策の体系的な取組が行われているところであり、例えば教育委員会においては、昨年度から心の健康相談員（臨床心理士）を配置し相談体制を強化するなど、各任命権者が職員の健康保持を重要課題ととらえて取組を進めている。各任命権者は、引き続き、職員のストレスチェック、ストレス対処法に関する講習の開催、管理監督者研修、相談対応等それぞれの課題に応じたメンタルヘルス対策に力を注いでいく必要がある。

また、心の健康の保持増進のためには、ストレスの状態に職員自らが早期に気づき、これに対処していくことが重要であるが、ストレスの内容、程度によっては、職員個人の力では対処できないものもあることから、管理職員、健康管理担当スタッフ、産業医等による総合的な支援が必要である。

特に、管理職員にあっては、日頃から所属職員のストレスの状態を把握し、その軽減を図るなど、メンタルヘルスケアの充実に努めることが重要である。

なお、精神疾患に対しては、予防的な取組を行うことが重要であり、各任命権者が体制を強化したことなどにより相談件数は増加しており、引き続き、日頃からより一層相談しやすい職場環境を整備し、個々の職員の事情を踏まえながら、早期発見、早期対応に努め、過重なストレスを感じている職員に対しては、周囲、特に管理職員が職員個人の状態を注意深く捉え、人事上の措置も含めて適時的確に最大限のサポートを行う必要がある。さらに、長期の休職者に対しては、各任命権者が定めている職場復帰支援プログラムを着実に実施するとともに、職場復帰訓練などをを行う際には、専門家による支援体制を充実し、休職者が安心して復帰できるよう、復職後の支援も含めた職場全体によるサポート体制の構築が重要である。

各任命権者においては、心の健康問題自体についての誤解や偏見をなくすなど解決すべき問題が存在していることにも十分留意し、継続的に正しい知

識の普及・啓発を図っていく必要がある。

さらに、職員が心身ともに健康を保持しながら、公務に精励することが県行政の推進上重要であることから、各任命権者においては、休業中や長期研修中などの職員にも留意しながら、職員に対して適切に健康診断を実施するとともに、その結果を踏まえて必要な措置を講じなければならない。

<在職死亡者及び長期療養者の状況> 単位：人

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局	在職死亡者	2	2	3	2
	長期療養者	59(2.1%)	75(2.6%)	68(2.4%)	60(2.1%)
	うち精神疾患	45(1.6%)	48(1.7%)	48(1.7%)	41(1.4%)
教育委員会	在職死亡者	3	4	2	5
	長期療養者	134(2.2%)	118(2.0%)	95(1.6%)	98(1.6%)
	うち精神疾患	52(0.9%)	50(0.8%)	52(0.9%)	54(0.9%)
警察本部	在職死亡者	1	3	0	1
	長期療養者	28(2.0%)	33(2.3%)	26(1.8%)	19(1.3%)
	うち精神疾患	9(0.6%)	15(1.1%)	10(0.7%)	8(0.6%)

- (注) 1 長期療養者数は病気等による休業期間が通算30日以上ある者である。  
 2 ( ) 内は毎年4月1日現在の職員数（総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に、任命権者によっては調整を行っている場合がある。）に占める長期療養者数の割合である。

<健康相談件数の状況> 単位：件

区分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
知事部局	701	894	1,111	1,446	
	うちメンタルヘルス相談 478(68.2%)	613(68.6%)	836(75.2%)	939(64.9%)	
教育委員会	282	309	338	281	
	うちメンタルヘルス相談 74(26.2%)	109(35.3%)	131(38.8%)	247(87.9%)	
警察本部	643	632	594	624	
	うちメンタルヘルス相談 169(26.3%)	169(26.7%)	74(12.5%)	70(11.2%)	

- (注) 1 知事部局は「健康相談」、「地共済24時間ダイヤル」、教育委員会は「心の健康相談」、「職場適応相談会」、「教職員健康相談24」、警察本部は「健康相談」、「電話健康相談」における相談件数である。

- 2 ( ) 内は健康相談件数に占めるメンタルヘルス相談件数の割合である。

## 5 良好で働きやすい職場環境の確保

良好で働きやすい職場環境の確保は、職場全体の士気や業務効率等の観点から、本県においても重要な課題である。

本県では、各任命権者において、セクシャルハラスメント防止に向けた指針等が策定されているところであるが、平成23年度においては、パワーハラスメントについても同様の指針等が策定され、職員への啓発、相談体制の整備などの対策が講じられている。また、職員研修にもハラスメントに関するものを取り入れているなど、防止、解消に向けた取組が進められているところである。任命権者においては、職場全員がハラスメントに対し一層理解を深めることができるよう研修等を充実するとともに、ハラスメントが潜在化しないよう実態や課題をより客観的かつ公正・的確に把握し、また、一層適

切な対応が講じられるよう必要な防止、さらには対策のための防止委員会の設置など体制づくりのほか、実効性のある取組を行うよう、引き続き改善、充実に努めていく必要がある。

特に、管理職員にあっては、職場内の人間関係に気を配るとともに、自らの言動が職場環境や雰囲気を左右し、職員に大きな影響を及ぼす要因となり得ることを自覚し、日頃から、自らも含めて職場全体のコミュニケーションの円滑化を図り、職員が相互に信頼し認め合い、業務についてやりがいを持って意欲的に取り組むことができることを念頭におきながら、職場環境を良好に保つよう努めることが重要である。

## 6 高齢期の雇用問題

公的年金の支給開始年齢が、本年度以降段階的に60歳から65歳へと引き上げられることに伴い、現行の60歳定年制度のままでは、60歳で定年退職しても年金が支給されず、年金支給開始までの間に無収入となる期間が発生する。雇用と年金の確実な接続は、官民を問わず大きな課題となっている中、本委員会としても必要な措置であると認識しているところである。

このような中、国家公務員においては、本年3月に閣議決定された「国家公務員の雇用と年金の接続について」によって、現行の再任用の仕組みにより、公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、定年退職する職員が希望する場合には、任命権者は再任用を行うこととされた。

また、本年の人事院の給与報告においては、同閣議決定において定年延長ではなく希望者を再任用することとしたことは、雇用と年金の接続を図るための当面の措置としてやむを得ないとしながらも、年金支給開始年齢が62歳に引き上げられる平成28年度までには、段階的な定年の引き上げも含め再検討が行われる必要があるとの認識が示されるとともに、再任用職員の給与水準については、年金無受給者に係る個別調査が可能となる平成26年度の職種別民間給与実態調査により、具体的な実態を把握した上で検討を進めるとの報告が行われたところである。

一方、地方公務員についても、平成25年3月の総務副大臣通知により、同閣議決定の趣旨を踏まえ、地方の実情に応じて必要な措置を講じることとした上で、具体的には、年金支給開始年齢に達するまで、希望する職員を再任用することとされたものの、今後、国家公務員に係る検討に併せて、国において雇用と年金の在り方について制度を改めて検討することとされた。

本委員会としても、同調査により県内民間事業所の給与実態を把握するなどして再任用職員の適切な給与水準を検討していくとともに、任命権者においては、今年度末以降の退職者について年金支給開始までの間に無収入期間が生じることを念頭に、同通知の趣旨を踏まえ、本県の実情及び各任命権者の人事管理の状況を十分考慮した上で、さらに、国の動向を注視しながら、

雇用と年金の接続が確実に行われるよう早急に具体的な取組を行う必要がある。

## 7 非常勤職員等の勤務条件及び障がい者の雇用

現在、公務においては、行財政改革を進める一方で、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、事務の種類や性質に応じ、臨時的任用職員・非常勤職員といった多様な任用・勤務形態を活用することが必要不可欠である。これらの職員については、その数が現状において相対的に増加しつつある中で、公務の担い手として欠くことのできない存在になっている。

臨時的任用職員・非常勤職員の任用に当たっては、これらの職員が予期しない不利益を被ったり、勤務条件についての紛争が生じたりしないよう、また、業務の円滑な遂行に資するよう、勤務条件を任用条件通知書等により適切に明示するとともに、その内容について十分な理解を得る必要がある。

これらの職員の勤務条件については、昨年度、任命権者において制度の点検が行われ、本年度から年2日間の夏季休暇制度が創設されるなどしたところである。今後も、例えば休暇制度については、それぞれの休暇制度の趣旨に照らしながら、他の地方公共団体や常勤職員との均衡を考慮し、社会情勢の変化等に対応した見直しを続けていく必要もあると考えられる。引き続き、臨時的任用職員・非常勤職員の能力等が十分に発揮できるように、任用根拠に留意した上で、職務給の原則を踏まえ、任用方法や勤務条件の整備・改善を行うことが重要である。

また、障がい者の雇用については、本県職員採用試験において身体障がい者を対象とした試験を実施しており、教育委員会においては、「県教育委員会における障がい者就労支援事業」により県立学校等の非常勤職員として知的障がい者等の採用を進めるほか、教員採用試験において身体障がい者を対象とした特別選考を行うなど、様々な取組が行われているところであるが、本年4月1日から法定雇用率が引き上げられたことも踏まえ、各任命権者において、雇用を一層促進するための諸課題について、引き続き検討を行い、更なる具体策を講じていく必要がある。

## 8 能力・実績に基づく人事管理の推進

職員の職務の級の位置付け及び昇給については、給与等の待遇に直接関わることから、人事管理制度を整備して適切な運用を行うことは、行政サービスの質の向上に必要な職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図る上で重要な意味を持っている。職員の能力・実績を的確に評価し、これに基づき公正に待遇に反映していくことが重要であることから、職員の人事配置及び昇任管理等に当たっては、職員の能力・適性に基づく公正な人

事運用を進めることが肝要になる。

特に、人事評価制度は、職員の能力・実績等を的確に把握し、人材育成や人事配置等の人事管理の基礎となるとともに、職員の任免、給与などの処遇を決定する根拠となる重要な仕組みである。常に評価制度を検証して、評価者の育成を充実させるなど、制度や評価そのものに対する個々の職員の信頼を高める措置を講じるとともに、運用状況の検証を行いながら、的確性・納得性を向上させる必要がある。

このため、平成18年のいわゆる「わたり」の廃止により年功的な昇任管理から能力・実績に基づく任用制度へ移行した趣旨を踏まえ、任命権者においては、実態を把握し、必要に応じ適切な制度設計及び運用のための取組を更に進める必要がある。